

令和5年度茨城地方最低賃金審議会
第九回本審議会議事録

令和6年3月14日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年3月14日(木)午後4時より

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 労働局長 澤口 浩司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀

議事次第

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) 日本標準産業分類の改定について
- (4) その他

中島補佐

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から令和5年度第九回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席しておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、本審議会の議事進行を清山会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

清山会長

皆さん、こんにちは。年度末の本当に忙しい中、全員出席ということになりまして、大変うれしく思っています。ありがとうございます。それでは早速、議題（1）の特定最低賃金改正の意向表明について、事務局にご説明をお願いします。

川野室長

それでは、私の方から説明させていただきます。まず、資料No.1、369ページから374ページまでが茨城県特定最低賃金の改正にかかわる意向表明の写しとなっております。4業種、鉄鋼業、機械器具製造業等、電機・精密機械器具等製造業、各種商品小売業について、令和6年2月に局長あてに行われたことをご報告いたします。なお、改正申出の予定時期につきましては、いずれも令和6年7月上旬となっております。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今事務局からご説明いただきました、来年度の特定最低賃金の改正申出に係る意向表明について、関係労働組合から局長あてに提出された旨の報告がありました。労働者側代表委員の方で補足説明がございましたらよろしくお願いいたします。

大森委員

はい、お疲れさまでございます。労働者側委員の大森でございます。本日は、本年度最後の審議会ということで、

この一年間皆様と真摯な論議ができましたことに感謝申し上げます。ただ今報告がありましたように、来年度に向けまして4つの特定最賃の意向表明をさせていただいたところでございます。申出につきましては、説明がありましたように、7月の上旬を予定しておりますので、趣旨、内容等についてはその際に申し上げていきたいと思っております。いずれにしましても、来年度も引き続き真摯な審議ができますようお願いいたします。私の方からは、以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。この件につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

無いようですので、続きまして、事務局から、改正に関する申出の要件となります、各特定最低賃金の適用労働者数と適用使用者数について報告をいただきます。よろしく申し上げます。

川野室長

続きまして、375ページの資料No.2、これが特定最低賃金の適用事業場、労働者数の一覧となります。これにつきましては、経済センサス調査から産業別に集計しました母集団の数値を元データとしまして、令和5年12月までに労働局にて把握しました新規や廃止事業場などの増減を行い、その数値にさらに6月に実施しました最低賃金に関する基礎調査の回答から把握しました特定最低賃金除外労働者の数を除外率として割戻しを行った上で算定しました推測数となっております。除外労働者については、18歳未満、65歳以上、特定最低賃金の除外作業従事者ということになります。事業場数の増減と労働者数の増減の割合が一致しな

い理由としましては、基礎調査時に把握した除外労働者数によって変わるためです。なお、資料に用いた経済センサス調査につきましては、昨年までは平成28年度調査の母集団数、本年につきましては、直近の令和3年の調査結果による母集団数を使用しております。次の376ページからは、前のページの数値を、事業場、使用者数と、労働者数の推移をグラフ表示にした一覧になります。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今ご報告いただきました資料につきまして、ご意見やご質問がございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それではご報告のとおり、局長あてに特定最低賃金の改正に係る意向表明がされたことに伴いまして、当審議会において労使双方で意向確認をしたいと思っております。ご承知のように、特定最低賃金の改正については関係労使の合意が必要となります。申出予定者は関係労使当事者間の意思疎通を図るよう、どうぞよろしく願いいたします。併せて申出予定者は、意向表明に書かれていますように、7月上旬までに局長あて、改正に関する申出書の提出をお願いいたします。よろしく願いします。

続きまして、その他の配布資料について説明をお願いいたします。

川野室長

はい、それでは引き続き説明させていただきます。まず、378ページから380ページの資料No.3につきましては、今年度の特定最低賃金の改正のそれぞれの官報公示掲載の写しとなります。次の381ページ、資料No.4からは、今年の特定最低賃金にかかる全国の改正状況の一覧となります。

各専門部会の途中経過につきましては、その都度お知らせしておりましたが、こちらが最終版となります。それから、384ページ、資料No.5につきましては、県内の各労働基準監督署が毎年集中的取り組み期間として1月から3月にかけて実施しております最低賃金の履行確保にかかる集合監督の実施状況一覧です。実施については、年度ではなく年となっておりますが、令和3年につきましては新型コロナウイルス感染症拡大によって調査が途中で中止となったため、集計件数が少なくなっております。細かい表となっておりますが、調査事業場を産業分類毎に集計し、実施件数に対し違反件数、それによる違反率を一覧にしております。本年につきましても各労働基準監督署において、1月から3月にかけて調査を実施しております。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは続きまして、議題(2)の労働団体からの要請書につきまして、その報告を事務局からお願いします。

川野室長

それでは、お手元の配付資料No.6、385ページをご覧ください。昨年の最低賃金改定後に、労働団体から要請書が1件提出されております。要請内容の一部に本審議会にお伝えすべき内容がありましたので、ご報告させていただきます。本年2月22日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ、労働行政の拡充のための人員増を求める要請書が提出されております。要請書については、記の項目2に、最低賃金の引き上げについてと題して、最低

賃金の引上げや審議会の運営に関する要請等が記載しております。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございました。この件について、いかがでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

続きまして、議題（３）の日本標準産業分類の改定について、事務局からお願いします。

川野室長

続きまして、お手元の配付資料No. 7、386ページをご覧ください。日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについてです。令和５年６月に日本標準産業分類の改定が告示されまして、令和６年４月１日から施行される予定になっております。改定については、項目の名称変更、新設、廃止、移動、番号変更、カンマ、読点の修正などがあります。この改定により、現在設定されている特定最低賃金について影響を受ける産業が一部あります。まず、各種商品小売業については、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称変更の改正が必要となる場合があります。ここに書いてあります旧産業分類と新産業分類の表をみていただければわかりやすいと思いますが、各種商品小売業は5611百貨店、総合スーパー、5699その他の各種商品小売業、従業者が50人未満のものだったものが、5611百貨店、5621総合スーパーマーケット、5631コンビニエンスストア、5641ドラッグストア、5651ホームセンター、5661均一価格店、5699その他の各種商品小売業に変わります。令和６年度の特定最低賃金の取扱いについては、現在の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかで取扱いが変わってきますが、今までどおり範囲を変更しない場

合については改正、範囲を変更する場合、例えば56各種商品小売業として5611から5699までの全部を範囲とする場合などは新設となります。改正の場合については、最賃が適用を受ける労働者の3分の1以上、新設の場合は一定の区域内の基幹的労働者の2分の1以上の申出が必要となります。申出と決定の際の件名と適用対象業種の範囲については、右側の表のとおりになりますが、改正の場合、申出は旧産業分類、決定は新産業分類、新設の場合は申出決定とも新産業分類、廃止の場合は申出決定とも旧産業分類になります。

次の387ページをご覧ください。改正の手順になりますが、改正申出受理の際に現行の特定最低賃金の改正、適用対象業種の範囲の変更がないことをまず事務局で確認します。次に旧産業分類の申出書の件名で必要性審議の諮問を行い必要性の審議を行っていただくこととなります。審議の結果必要性ありとなった場合は、旧産業分類の申出書の件名で答申を受けて、旧産業分類の申出書の件名で金額諮問を行います。金額審議において、改正金額の答申について、右側の答申文イメージをご覧ください。答申文本体は諮問の件名と同じになりますが、答申文、別紙の件名は新産業分類の件名と適用対象業種の範囲を記載することになります。この件名と適用対象業種の範囲の表示に改める必要がある場合は、審議会における審議を経て決定することになります。

なお、今説明いたしましたでしたが、ここで注意していただきたいことがあります。改正決定以外の結論、必要性なし又は申出がなかった場合等の理由により金額の改正決定がされなかった場合には、該当する件名及び適用対象業種の範囲の改正は行わないこととなります。今年のように各種商品小売業からの申出がなかった場合には、件名及び適用対象業種の範囲の改正は行わないということです。要は、金

額改正がなければ特に何もする必要はないということになります。その他の産業につきましては、次の388ページからの分類項目の新旧対象表を見てもらうとわかります。管理、補助的経済活動を行う業務は全ての産業にありますが、例えば392ページの250管理、補助的経済活動を行う業務を見てもらうと現行のカンマが読点に変わります。続いて393ページの電気・精密機械器具等製造業の中で、除外になっている2822音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の名称変更があります。これは、今までモータだったものがモーターに変わります。それから、2923電気炉・電熱装置製造業が新設となります。各種商品小売業以外の他の産業については、新産業の件名に改めるということは特に必要ありません。

今回の日本標準産業分類の改定概要については、405ページからの資料をつけております。時間の関係もありますので、あとで見ていただければと思います。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、事務局からご説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

各種商品小売業の場合は、少し丁寧にチェックが必要になると思います。もし、申出をなさる場合には、労働局の方と打ち合わせをした上でよろしくお願いします。

続きまして、議題(4)その他について、事務局からご説明があります。よろしくお願いします。

川野室長

それでは続きまして、事務局の方から4点ほどご説明させていただきます。

まず1点目は、審議会の公開・非公開についてです。会議の透明性の確保、また、率直な意見を阻害しないという観点から、毎年、検討をいただいているところです。右上に、非公開・参考資料1と記載しております資料をご参照ください。これは、今年度の当審議会の公開・非公開の状況です。赤の文字が非公開となっている部分です。非公開・参考資料2は全国の状況です。まず、原則論をご説明しておきますと、会議は、原則公開する。なお、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等の特段の理由により、会長は非公開とすることができる。非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくこと、となっております。今年度、第一回の本審において、会長は、労使のご意見を尊重し、以前、非公開としていた本審の採決及び第1回専門部会の一部、金額審議以外を公開としてきたところです。現在は、本審の第五回、第六回参考人意見陳述等と専門部会の金額審議は非公開としている状況になっておりますが、昨年10月31日の本審において、参考人意見陳述等は自社の経営状況等に触れることでオープンになってしまうことから非公開とお決めいただいたところです。専門部会については、労使の代表の方、会長と打合せを行った上で、第九回本審で審議するということになっておりました。そして、昨年11月に労使の代表の方と打合せを行いましたところ、専門部会の金額審議については、率直な意見交換が損なわれるなど労使とも非公開との意見であり、今年度、非公開としていた本審の採決及び第1回専門部会の一部、金額審議以外を公開に踏み切ったことから、来年度については、今年度と同様の扱いのままとの意見をいただき、その結果を清山会長にお伝えしたところです。なお、非公開の理由につ

きましては、運営規程上にあります、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は非公開とすることができる、ということになるかと思えます。

以上になりますが、来年度の公開・非公開について、ご審議の程をよろしくお願いいたします。 以上です。

清山会長 ありがとうございます。ただ今のご提案につきまして、労使それぞれから何かご意見、補足等ございましたらお願いいたします。

大森委員 労働者側としては、来年度につきましては、今年度と同様の形をお願いできればと思います。

清山会長 使用者側はいかがでしょう。

澤畑委員 はい。使用者側も、今年度と同様で進めていただければと思います。

清山会長 ありがとうございます。それでは、来年度も今年度同様の取扱いとさせていただきます。また、この件につきましては、一部の方々から、公開要請が出されていますけれども、参考人の意見聴取については、非常に有意義なことでございますし、私たちが審議するにあたってとても大事な情報をくださっていると思います。その中で、参考人としてここにおいでになった場合に、その方々に不利益が生じることがないように丁寧に取り扱うということは必要なことだと思っています。率直な意見交換を行うために必要なことだということを決めたと思います。もしこれ以上の公

開希望が直接労働局の方に寄せられた場合には、前述したように当審議会では考えているのでご理解くださいとの情報提供をお願いします。また、労働者側の方々の間でも、意見交換の場などで、そのようにお伝えいただけるといいのではないかと思います。また、前回お話があったように、他の都道府県におきまして、参考人意見聴取をやっていないところが割とたくさんあると聞いていますが、茨城県は、伝統的にこれを大切にしてきたので、今後も維持して、他とは状況が異なるということも含めてこのように対応するという事です。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、これ以外に何かありますか。

川野室長

はい。

清山会長

賃金室長から説明があります。

川野室長

2点目について説明いたします。今年度の茨城県最低賃金の答申の付帯事項にあります最低賃金引上げによる中小企業等に対する支援にかかる業務改善助成金の申請状況です。資料は特に配付しておりませんが、当局における昨年度の申請件数は、3月末で、通常コース113件と特例コース31件を合わせ144件の申請でした。今年度においては、特例コースはありませんが、2月末時点で、266件と昨年度の申請を既に大幅に上回り過去最高の申請件数となっております。なお、令和6年度においても、一部内容を見直して引き続き実施される予定となっております。今後も、最低賃金の周知はもとより、支援策の周知についてもできる限りの周知広報に努めて参ります。

続いて3点目については、事業場視察についてです。事業場視察につきましては、昨年10月31日に開催しました第七回本審で検討いただいたところ、実施するということに

なりました。視察先につきましては、使用者側委員の澤畑委員からのご紹介を受けた事業所で受け入れていただけることになりました。日程につきましては、視察先事業所、会長、労使代表の方と調整をさせていただきまして、5月20日、5月27日、5月29日、3日の候補日をもって委員の皆様に出欠報告を提出していただいたところ、出席者が一番多かった5月27日月曜日の午後に決めさせていただきました。一部の委員におかれましては、残念ながら都合がつかず出席できないということで、大変申し訳ございませんがご容赦いただきたいと思っております。もし、ご予定の見直し等があつて出席可能となりましたら、是非出席の方よろしくお願いいたします。詳細につきましては、開催前に通知書を送付いたします。

最後4点目は、令和6年度の最低賃金審議会の日程についてです。非公開：参考資料3の令和6年度最低賃金審議会開催予定表をご覧ください。令和6年度における最賃審議会の日程については、今年度の審議会開催日を踏襲し、予定表を作成させていただきました。先週メールを送付させていただきましたが、委員の方から、早めに日程を決めてもらえば他の予定の計画が立てられるという要望がありましたので、来年度の第1回本審、諮問になりますけれども、本日でできれば日程を決めさせていただきたいと思っております。第2回の本審、目安伝達、第1回から第3回の専門部会、金額審議、第3回本審、答申、第4回の本審、異議審の日程についてはこれから説明いたします。非公開：参考資料4の令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表の地域別最低賃金の場合をご覧ください。発効日については、あくまでも審議会の中でお決めいただくこととなりますが、地賃について例年どおりの10月1日を発効日とする場合、8月30日金曜日までに官報公示を行う必要があります。そのため、8月5日月曜日までに答申、そして

異議申出締切 8月20日火曜日の翌日の8月21日水曜日午前中までに異議審となります。なお、来年度、10月1日発効日については、8月30日金曜日の官報公示から30日後が9月29日日曜日のため、法定発効ではなく指定発効になります。来年度においても、中賃の審議が長引くことも懸念され、目安額の答申を予定している日より後ろ倒しにずれ込む可能性も十分あります。そうなりますと、例年でもタイトな審議日程ではありますが、さらに厳しい審議日程となる可能性がありますし、10月1日発効日として8月5日答申と考えると、来年度の第二回本審から第五回本審と第1回専門部会から第3回専門部会については、日程的に、7月31日午前、8月1日、2日、5日、21日の午前中しかありませんので、その中で本審と専門部会の日程を決めなければならないということになりますので、申し訳ありませんが確実に日程の確保をお願いします。今説明した日程でもし無理だということであれば、8月3日土曜日か8月4日日曜日ということも考えなければならないと思います。もしくは、発効日については、あくまでも審議の状況、審議会の中でお決めいただくことになるわけですが、10月1日にこだわらずお決めいただくという方法もあるかと思えます。9月以降の日程については、例年どおり開催予定前に、委員の皆様と日程調整をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、大変ご多用と存じますが、日程の確保をお願いいたします。

(日程調整)

清山会長

それでは、以上で本日の議事はすべて終了しました。7月以降、大変な審議がございました。年々厳しくなっています。しかも、今年度は水準もそうですし期間も厳しいものがありましたし、いろいろなところからのたくさんの要

望もあり、公開質問状までいただき、新聞・テレビなど各方面から非常に注目され大変だったと思います。そのような中で、調査審議をしっかりといただき、何とか結審することができたことに心から感謝しています。ご協力賜りありがとうございました。最後に、澤口局長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

澤口局長

皆様、お疲れ様でございました。ありがとうございました。清山会長の方からもお話がありましたけれども、今年度はいろいろメンタル的にも非常に苦しかったという場面も多くて、皆様にも大変ご苦労をおかけしたと思っております。本当にありがとうございました。昨年7月3日の第一回本審に始まり、8月から10月にかけて長丁場の中で、真摯なご議論をいただきまして心より感謝申し上げます。

労働局といたしましては、最低賃金の履行確保は当然ですし、先ほどご説明しましたように、業務改善助成金の申請件数が倍以上増えているということで、そういった支援もしっかりやっていきたいと思っております。また、いろいろな場面で、ご支援、ご協力いただければと思います。来年度の日程調整もさせていただきますが、来年度もタイトな日程の中で、いろいろご苦労をおかけするかもしれませんが、我々事務局としても最大限がんばっていきたいと思っておりますので、何卒引き続きご協力のほどをよろしくお願いいたします。今年度も本当にありがとうございました。

清山会長

ありがとうございました。以上をもちまして、本年度最後の最低賃金審議会は終了となります。皆様、1年間大変お世話になりました。お疲れさまでした。